

令和8年 第6回

四日市市教育委員会会議案

関係資料

日時 令和8年 4月22日 午前9時30分～

場所 四日市市役所 9階 教育委員会室

令和8年 第6回 教育委員会会議 議事

○議 案

議案第12号 四日市市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について…… P 3/30

○報 告

令和8年度教育委員会主要課題について…………… P 9/30

議案第12号

四日市市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について

四日市市教育支援委員会条例（平成20年条例第11号）第3条の規定に基づき、次の25名を四日市市教育支援委員会委員に委嘱又は任命する。

令和8年4月22日提出

四日市市教育長 廣瀬 琢也

菊池 紀彦
有馬 治美
貝沼 圭吾
林 明生
伊藤 知毅
鈴木 ひとみ
米倉 大勇
田中 小夜子
川上 文香
今村 香奈子
富田 美香
北保 絵美
保井 香織
村山 久子
矢田 さおり
藪田 敦子
吉村 里代
宮崎 恵
渡辺 厚司
山下 昌子
水谷 公紀
前田 紀夫
加藤 由美子
岡本 夏紀
平野 順子

(発令者) 四日市市教育委員会

(任期) 令和8年5月1日から令和9年4月30日まで

〈議案参考資料〉

令和8年度四日市市教育支援委員会

根拠法令：四日市市教育支援委員会条例

任 期：令和8年5月1日から令和9年4月30日まで

定 数：25名以内

No.	氏 名	役職・団体名等	備 考
1	菊池 紀彦	三重大学教育学部 教授	
2	有馬 治美	四日市医師会（小児科医）	再任
3	貝沼 圭吾	四日市医師会（小児科医）	再任
4	林 明生	四日市市立小学校長会代表（中部西小学校長）	再任
5	伊藤 知毅	四日市市立中学校長会代表（朝明中学校長）	再任
6	鈴木 ひとみ	特別支援学校担当教員（西日野にじ学園教頭）	
7	米倉 大勇	特別支援学校担当教員（北勢きらら学園教諭）	再任
8	田中 小夜子	通級指導教室言語担当教員（富田小学校教諭）	再任
9	川上 文香	通級指導教室言語担当教員（中部西小学校教諭）	再任
10	今村 香奈子	通級指導教室言語担当教員（桜小学校教諭）	再任
11	富田 美香	通級指導教室情緒等担当教員（八郷小学校教諭）	再任
12	北保 絵美	通級指導教室情緒等担当教員（港中学校教諭）	再任
13	保井 香織	地域特別支援教育コーディネーター（大谷台小学校教諭）	再任
14	村山 久子	地域特別支援教育コーディネーター（羽津小学校教諭）	再任
15	矢田 さおり	地域特別支援教育コーディネーター（小山田小学校教諭）	再任
16	藪田 敦子	地域特別支援教育コーディネーター（桜台小学校教諭）	再任
17	吉村 里代	地域特別支援教育コーディネーター協力員（塩浜小学校教諭）	再任
18	宮崎 恵	地域特別支援教育コーディネーター（泊山小学校教諭）	
19	渡辺 厚司	地域特別支援教育コーディネーター協力員（大矢知興譲小学校教諭）	再任
20	山下 昌子	地域特別支援教育コーディネーター協力員（富田中学校指導教諭）	再任
21	水谷 公紀	地域特別支援教育コーディネーター（中部中学校教諭）	再任
22	前田 紀夫	地域特別支援教育コーディネーター（山手中学校教諭）	再任
23	加藤 由美子	公立幼保こども園代表（羽津幼稚園長）	
24	岡本 夏紀	四日市市あけぼの学園 主幹 作業療法士	再任
25	平野 順子	保育幼稚園課 副参事兼課長補佐兼指導係長	

四日市市教育支援委員会	
活動内容	障害又は発達に課題のある児童、生徒及び幼児の就学及びその後の一貫した教育的支援について調査及び審議をする。
議論の内容	① 就学予定児童の就学先の判断 ② 通常学級から特別支援学級、特別支援学級から通常学級への転籍の可否の判断 ③ 小中学校から特別支援学校、特別支援学校から小中学校への転学の可否の判断 ④ ①～③の望ましい支援のあり方について、各学校へ通知した。
開催頻度	年間5回実施

○四日市市教育支援委員会条例

平成 20 年 3 月 25 日

条例第 11 号

(設置)

第 1 条 障害又は発達に課題のある児童、生徒及び幼児(以下「障害のある児童生徒等」という。)の就学及びその後の一貫した教育的支援について調査及び審議をするため、本市に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定による四日市市教育支援委員会(以下「支援委員会」という。)を置く。

(一部改正〔平成 30 年条例 61 号〕)

(所掌事務)

第 2 条 支援委員会は、四日市市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を教育委員会に答申する。

- (1) 障害のある児童生徒等の就学に関する事項
- (2) 障害のある児童生徒等の教育的支援に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、障害のある児童生徒等に関して必要と認められる事項

(一部改正〔平成 30 年条例 61 号〕)

(組織)

第 3 条 支援委員会は、委員 25 名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験者
- (3) 児童福祉施設職員
- (4) 特別支援学級設置小中学校校長
- (5) 市内小中学校教員
- (6) 特別支援学校教員
- (7) 四日市市教育委員会事務局職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 支援委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、支援委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、支援委員会の会議(以下「会議」という。)を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 支援委員会には、第2条各号の規定による事項を調査及び審議するため部会を置くことができる。

- 2 部会には、第3条に規定する委員のほか、必要に応じて専門の知識を有する者のうちから、教育委員会の委嘱又は任命により、部会の委員を置くことができる。
- 3 部会には部会長を置き、委員長の指名によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の議事その他の事務を処理する。

(庶務)

第8条 支援委員会の庶務は、四日市市教育委員会事務局において処理する。
(一部改正〔平成30年条例61号〕)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(平成19年四日市市条例第41号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則(平成30年12月25日条例第61号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年四日

市市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

四日市市教育支援委員会条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四日市市教育支援委員会条例（平成 20 年四日市市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 条例第 6 条に規定する会議及び次条に規定する部会の会議は、公開しないものとする。

(部会)

第 3 条 条例第 7 条に規定する部会及び部会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 調査・協議部会 幼児、児童及び生徒の就学に関する相談及び障害その他発達上の課題等の調査を行い、就学及びその後の一貫した教育的支援について協議すること。

(2) ケース検討部会 専門の知識を必要とする相談ケースの検討を行うこと。

2 各部会の会議は、必要に応じ、各部会長が招集する。

3 各部会長は、部会において調査、協議した事項について、その結果を四日市市就学教育支援委員会に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会定例会 資料

「令和8年度教育委員会主要課題について」

目 次

教育総務課	P 1～3
1 学校規模等適正化計画の推進（小規模校への支援）	
2 第4次四日市市学校教育ビジョンの改訂	
3 四日市市奨学金支給事業 ※推進計画事業	
教育施設課	P 4～6
1 橋北小学校改築整備事業 ※推進計画事業	
2 小中学校屋内運動場・特別教室等空調設備整備事業 ※推進計画事業	
3 小中学校校舎等整備事業 ※推進計画事業	
学校教育課	P 7～8
1 教職員の働き方改革	
2 小中学校給食事業	
教育推進課	P 9～12
1 部活動サポート事業 ※推進計画事業	
2 学校水泳民間プール施設活用事業に係る小学校全校実施等について （新教育プログラム推進事業） ※推進計画事業	
3 学力向上について	
4 放課後の学習支援等推進事業 ※推進計画事業	
育ち支援課	P 13～15
1 チーム学校推進について ※推進計画事業	
2 登校サポートセンターを核とした不登校対策の充実 ※推進計画事業	
3 インクルーシブ教育推進事業 ※推進計画事業	
人権・同和教育課	P 16～17
1 メディア・リテラシー養成を通じた人権教育の推進 ※推進計画事業	
2 地域と学校の連携・協働体制構築事業	
3 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)に基づく教育活動の推進	
図書館	P 18
1 新図書館を含む知と交流の拠点施設整備について ※推進計画事業	
博物館	P 19～20
1 博物館の中長期における活動計画と自己評価の策定について	
2 館全体の魅力向上及び利便性向上について	
3 移動天文車きらら号の車両形状の決定及び更新	

令和8年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
1 学校規模等適正化計画の推進 (小規模校への支援)	<p>【概要】 学校規模等適正化計画に基づき、全市的な学校規模等適正化に向けた取組を進めるとともに、検討対象校となっている小中学校の保護者や地域関係者、学校関係者とともに、教育環境の充実に向けて検討を進める。</p> <p>【課題】 全国的な少子化が進む中、本市においても児童生徒数に減少傾向が見られるとともに、学校の小規模化が徐々に進行している。令和7年度児童生徒推計値において、小学校では新たに1校増えて6校、中学校では4校が小規模化に伴う検討対象校となった。検討対象校においては、小規模・少人数の特色を活かした活動、地域まちづくりを共に考え行動する力の育成、世代間交流等の取組等により、多様な見方や考え方に触れる機会や社会性の醸成といった学校ごとの課題を整理して、その緩和を図る必要がある。また、水沢小学校で令和7年度から児童の受け入れを開始した小規模特認校制度については、学校づくりに関する中長期的なグランドデザインのもと、学校や地域関係者と協力してより特色ある教育活動を展開していく必要がある。 一方で、学校施設を多目的かつ柔軟に活用したいとの声の高まりや、2040年以降には施設の改築ラッシュを控えていることから、今後の学校のあり方について、その考え方や方針の検討を行う必要がある。</p> <p>【今後の対応】 ○多様な見方や考え方に触れる機会の充実のため、昨年度に引き続き、小規模校アシスト事業として、合同交流授業や遠隔授業を実施する。加えて、中学校においては、地域まちづくりを共に考え行動する力の育成や世代間交流のため、各校の特色を活かす教育活動展開のための支援を行う。 ○水沢小学校では小規模特認校制度による児童募集を引き続き行い、令和7年度に策定した水沢小学校のグランドデザインに基づき特色ある教育活動を推進できるよう、伴走支援していく。 ○より効果的・効率的な学校のあり方（適正規模・適正配置のあり方や、他の教育施設との複合化・共用化等）について、国の動向を踏まえつつ、中長期的な検討を行う。</p>	教育総務課

令和8年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
2 第4次四日市市学校教育ビジョンの改訂	<p>【概要】 次期四日市市学校教育ビジョン（R9～13）の改訂にあたっては、令和8年度中にこれまでのビジョンの評価を通じて成果や課題整理を行うとともに、教育を取り巻く社会情勢の変化、国の第4次教育振興基本計画、令和9年に予定されている学習指導要領の改訂の動向等を含め、次期ビジョンの基本構想や基本計画について事務局内の意見や考え方を集約していく必要がある。</p> <p>【課題】 ・学校教育の施策について、網羅的なチェックリストとしての活用ではなく、学校が特色ある取組を実行するための「バイブル」として活用する方針へと変更する。 そのため、児童生徒および教職員を対象としたアンケートやワークショップ、シンポジウム等を実施し、当事者および学校教育関係者の意見を反映していく。 ・アンケート結果の取りまとめやビジョンの構成作業については外部へ委託しつつ、事務局内のメンバーで構成する「ビジョン策定委員会」を設置し、施策について協議を重ねながら策定を進める。 ・策定したビジョンには、取組に関連した指標を設定するとともに、各学校の取組との関連性を明確にする。 そのため、各校における重点的な取組を「プロジェクトシート」として報告する仕組みを設け、評価・改善のサイクルを通じて推進を図る。</p> <p>【今後の対応】 令和8年度 〈4月〉事務局骨子案作成 〈5月～7月〉全中学校にてワークショップ開催 〈9月〉8月議会にて進捗報告（骨子案説明） 〈10月〉素案作成 〈11月〉市民向けシンポジウム開催 〈11月〉教育委員会会議にて最終審議・成案 〈12月〉11月議会にて報告（素案説明） 〈12月〉パブリックコメント実施 〈1月～〉校長会や関係者へ説明 〈3月〉2月議会にて報告、公表</p> <p>令和9年度 〈4月～〉第5次四日市市学校教育ビジョンスタート</p>	教育総務課

令和8年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
3 四日市市奨学金支給事業 ※推進計画事業	<p>【概要】 子育て家庭の経済的負担を軽減し、意欲ある学生が希望する進学先に進めるよう、経済的理由から修学が困難な高校生、大学生等を対象とした奨学金を支給する。また、一定の要件を満たした場合は返還免除とすることで、卒業後の定住促進にもつなげていく。</p> <p>【課題】 ・募集定員について、これまでの実績や利用者へのアンケートなどを通じて効果検証を行い、今後の考え方を検討していく。 ・募集に当たっての広報について、より広く対象者へ伝えることができるよう、新たな方法を検討する。 ・返還対象者へ通知・案内等を行い、貸与分の返還収納のほか、要件に応じた免除・猶予について適切に対応していく。 ・令和3年度まで任意団体（四日市市奨学会）で実施していた奨学金の返還収納（滞納整理を含む）について、定期監査で指摘も受けており、より着実に取り組んでいく必要がある。 ・奨学金管理システムについて、システム標準化の実施が1年延伸となったことから、令和9年1月の運用開始に向け、デジタル戦略課と連携しながら適切に対応を進めていく。 ・制度開始から5年目となり、支給対象者だけではなく返還開始となる奨学生も毎年増えている。個別対応が必要なケースも多く、各種事務対応に適切に対応すべく、人員増を検討する必要がある。</p> <p>【今後の対応】 ○奨学生募集 ・令和9年度奨学生募集に向けた中学、高校への奨学金制度の周知、チラシ等の配布（9月～） ・令和9年度奨学生募集、選考、入学支度金の支給（12月～） ○その他 ・令和8年度返還対象者への通知 ・四日市市奨学会の返還収納対応 ・利用者アンケートの実施</p>	教育総務課

令和8年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
1 橋北小学校改築整備事業 ※推進計画事業	<p>【概要】 橋北小学校の校舎については、昭和33年に建築され、改築の目安とされる築70年を迎える。 効果的な施設整備を行い、より良い学習環境の確保や建物性能の向上により省エネルギー化を図る。</p> <p>＜事業スケジュール＞ 令和7～8年度 設計（基本設計、実施設計） 令和8～11年度 仮設校舎設置、賃貸借、解体 令和8～11年度 校舎改築、特別教室棟長寿命化改修、給食室保全改修 令和11～12年度 運動場整備 → 事業完了</p> <hr/> <p>【課題】 橋北小学校の改築は、建築後70年を経過する校舎の初めての改築である。今後続いていく学校改築を念頭に、児童生徒数に見合った校舎規模や分散している校舎を一体化することで敷地の有効活用を図る。また、エコスクールの概念を含め、新しい時代の学びを実現する学校施設における整備水準について、整理する必要がある。 加えて、学校からの要望として、校舎における児童や教職員を含めた施設利用者の利便性の向上はもとより、増加する保護者の送迎などの駐車スペースとして、屋外においても一定の空間を必要とするなど、敷地全体の有効活用を併せて求められている。 また、環境面については、脱炭素社会に向けた事業展開として、太陽光発電設備の設置に加え、エコスクールのさらなる推進に向け、文部科学省が推奨する校舎のZEB化を満たす仕様を採用するなど、様々な手法について検討を行う必要がある。</p> <hr/> <p>【今後の対応】 橋北小学校改築整備について、令和7年度に校舎改築に向けた設計を開始し、建物配置、校舎規模、運動場の大きさなどについて基本設計を行い、令和8年2月定例会議会の教育民生常任委員会協議会にて議会へ説明を行った。 令和8年度は、太陽光発電設備の能力、建物性能（断熱材、サッシ、LED化等）、校舎のZEB化（ZEB Readyの達成）などの検討を含めた実施設計を進める。設計を進めるなかで、学校や地元関係者とコミュニティスクール等において意見交換を行っていく。 加えて、今年度の7月頃に仮設校舎賃貸借の発注を行い、年度内には設置工事に着手する。また、11月定例会議会において、改築工事の債務負担行為の設定（令和8～11年度）を行う予定である。なお、先の協議会において、補正予算上程前に議会への説明を求められたことから、8月定例会議会において、報告を行う予定である。</p>	教育施設課

令和8年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
2 小中学校屋内運動場・特別教室等空調設備整備事業 ※推進計画事業	<p>【概要】 小中学校の空調については、これまで推進計画事業に位置付け、段階的に整備してきた。 近年の整備状況として、以下の通り供用を開始してきた。 普通教室新設（PFI事業）：令和2年度より 給食室等新設（リース方式）：令和5年度より 保健室等更新（PFI事業）：令和7年度より</p> <p>一方で、特別教室の一部（理科室、家庭科室など）や、屋内運動場、武道場などにおいては、空調が未整備である。</p> <hr/> <p>【課題】 全小中学校を対象とした、空調が整備されていない特別教室、屋内運動場や武道場などへのリース方式による空調整備については、令和7年度に事業者が決定し、現在、設計及び設置工事を進めており、令和8年度末までに整備を完了する予定である。 工事は学期中も含めて実施する予定であることから、児童生徒等の安全に配慮をしながら、学校運営に支障を来さないように、工事を進める。</p> <hr/> <p>【今後の対応】 空調整備については、事業者が現場調査や設計を行い、学校側とも施工時期や安全対策等の調整を行いながら、各校における整備を進めていく。 工事については、令和8年度末までに全校での整備を完了させ、供用開始は令和9年4月からを予定している。なお、各校における空調設備の設置が完了し次第、順次、事前使用を開始する予定である。</p> <p><空調設備の設置完了予定時期及び校数(令和8年3月末時点)> 1期：令和8年3月末 10校 2期： 5月末 10校 3期： 7月末 10校 4期： 9月末 10校 5期： 11月末 9校 6期：令和9年1月末 10校</p> <p>※なお、屋内運動場については、中部電力側の引込工事が完了しなければ使用できないことから、学校等に対して丁寧な対応が必要である。</p>	教育施設課

令和8年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
3 小中学校校舎等整備事業 ※推進計画事業	<p>【概要】 「四日市市学校施設長寿命化計画(令和2年策定)」に基づき、小中学校の校舎、体育館等において、大規模、長寿命、保全改修工事を行う。また、小学校(10校)の小荷物昇降機に代え、エレベーターへ整備していく。</p> <p><令和7～8年度 設計> 八郷小(校舎、体育館)、中部西小(校舎、体育館)、山手中(校舎、体育館)、笹川中(校舎、体育館)</p> <p><令和7～8年度 工事> 三重北小(校舎)、県小(校舎、給食室)、楠中(校舎)、桜中(校舎)、羽津北小(校舎)、中央小(校舎、体育館)、中部中(校舎)、浜田小(校舎)、川島小(給食室)、三重西小(給食室)</p> <p><令和8年度 設計> 日永小(EV)、内部東小(EV)、浜田小(EV)</p> <p><令和8年度 工事> 塩浜小(EV)、中部西小(EV)、桜中(武道場)</p> <p><令和8～9年度 設計> 大谷台小(校舎、体育館、給食室)、羽津北小(校舎)、西陵中(校舎、体育館)、西笹川中(校舎、体育館)</p> <p><令和8～9年度 工事> 三重北小(校舎、給食室)、県小(校舎、体育館)、楠中(校舎)、桜中(校舎)、羽津北小(校舎、給食室)、中央小(校舎)、山手中(校舎)</p> <hr/> <p>【課題】 高度経済成長時代に大量に建設された学校施設の老朽化に対して、対症療法的な事後保全型の管理から計画的な予防保全型の管理に転換し、安全、安心、快適な教育環境を継続的に確保することを目的に、施設の長寿命化計画を策定している。</p> <p>計画に基づき、当面の間は年7～8校程度の改修工事を行うとともに、設計についても、次年度以降の工事に向け、同数程度の発注を行う必要がある。一方で、建設業における働き方改革により、夏休み期間中に施工可能な工事量が減少し、必要な工事期間(年度)が、長期化(複数年化)している。加えて、建設業の従事者が不足しており、他部署の建築一式工事において、入札不調が発生している。今後も対象校の改修工事が長期化することや、エレベーター整備も行っていくことから、入札不調のおそれがある。</p> <p>当課においても、これらの事業の進捗に合わせて、各校の改修範囲における仕様の選定、施工にあたっての学校との調整、予算要求、補助金の申請業務、議案の資料作成など、改修対象校が多くなっていることから、各業務量が增大している。</p> <p>加えて、工事等を執行委任する営繕工務課において、建築技師の若年化や設備技師の退職、病気休暇などが重なり、体制が脆弱になっていることもあり、工事量の削減を強く求められている。</p> <hr/> <p>【今後の対応】 各校の改修範囲における劣化状況を確認し、過去の工事履歴や、今後の改修や改築の予定を元に、適切な改修仕様の選定を行う。併せて工事中の学校運営に与える影響などを、学校や営繕工務課と共有し、効率的かつ効果的な設計施工につなげていく。</p> <p>一方で、入札不調に対して事前に対策することは困難であるが、仮に発生した場合、学校施設整備計画の見直しを行う必要性が発生する。</p> <p>工事量の削減については、今後も営繕工務課と意見交換を行い、学校運営への影響も見極めながら、一般事業も含めた総量の削減について検討を行う。</p>	教育施設課

令和8年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
1 教職員の働き方改革	<p>【概要】 「四日市市立小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、教職員が健康を維持しながら、効果的な教育活動を行うことができる職場環境づくりを推進する。</p> <p>【課題】</p> <p>≪(1) 更なる業務効率化と業務削減≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務年間360時間超えの教職員の割合が高い (小47% 中65% ※R6年度末) ・勤務時間内に授業準備ができない教員の割合56% (R6年度末アンケート結果より) <p>≪(2) メンタルヘルス対策の強化≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高ストレス者の割合が年々上昇傾向 (R7年度 12.1%) ・睡眠時間が不足している教職員の割合42% (R6年度末アンケート結果より) <p>【今後の対応】</p> <p><u>課題(1)に対して</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校の業務効率化・業務削減の取組状況を継続的に把握し、成果の高い取組を整理・共有することで、他校への横展開を促進する。また、時間外勤務が多い学校への重点的な助言や改善支援を行い、学校の主体的な改善サイクルを支える。 ・授業時数や日課編成の改善、校務分掌の再整理など、教員が授業準備に充てられる時間を確保するための校務体制の見直しを関係課と連携して進める。また、教職員用PC一台化を踏まえ、クラウド校務の運用定着やICT活用による事務作業の効率化を図り、業務量の削減につなげる。併せて、教職員の働き方に資する機器の導入についても検討する。 ・学校業務アシスタントやスクール・サポート・スタッフなど、業務内容に重なりが生じやすい職種について、その整理を行うことで、より効果的な活用を促進する。 <p><u>課題(2)に対して</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス不調予防のための面接指導実施や安全衛生委員会への参画等、産業医の活用促進について学校へ助言を行う。 ・産業保健師を課内に設置し「メンタル不調者本人・医療・職場(管理職)・教育委員会」をつなぐ調整役として、休職から復職までの一連の流れを支える。 <p><u>課題(1)(2)共通して</u></p> <p>≪教育研究家:妹尾昌俊氏の指南≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修会等、学校現場の具体的な働き方改革の取組に対する助言を受ける機会を持ち、教職員のよりよい職場づくりへの意識を高める。 ・総括安全衛生委員会において、学校現場のメンタルヘルスに関わる国の動向や先進的な取組事例等の紹介を含めた指導助言を受けることで本市の取組の充実を図る。 <p>≪教職員アンケートの実施≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年内に実施、集約、分析を行い、以後の施策に反映させる。 	学校教育課

令和8年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
2 小中学校給食事業	<p>【概要】 小中学校の学校給食を安定的に提供するため、適切な給食費を設定するとともに、確実な給食費の徴収を目指す。</p> <hr/> <p>【課題】 <<(1) 小学校給食のあり方の検討>> ・調理員不足と喫食数の減少、令和17年度からの校舎の改築に向け、今後の小学校給食のあり方について検討する必要がある。 <<(2) 給食費の適正な価格設定>> ・物価の高騰が続く中、令和8年度においても物価や給食費負担軽減交付金の基準額が変動する可能性がある。 <<(3) 未納者への催告対策>> ・給食費の未納者が増えており、催告業務等の対策が必要となっている。</p> <hr/> <p>【今後の対応】 課題(1)に対して ・スプリングレビューで小学校給食の今後の課題を説明し検討方法等について図ると共に、令和9年度から「四日市市小学校給食検討会（仮）」を設置するための準備を行う。 課題(2)に対して ・物価の動向や給食費負担軽減交付金の基準額に併せて、給食費が適正な価格となるよう改定を検討する。 課題(3)に対して ・滞納者や口座振替で残高不足になっている保護者に対し、児童手当からの引去りを促進するなど、滞納を未然に防ぐ対策を行うとともに、より確実な収納に向けて対応を検討する。</p>	学校教育課

令和8年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
1 部活動サポート事業 ※推進計画事業	<p>【概要】 令和8年度より、休日における学校部活動を完全に地域展開する。現在、各校において休日に行っている16種目の学校部活動を地域展開し、地域クラブ「みんなのブカツ」として実施する。「四日市市部活動地域展開協議会」（仮称）を中心に議論を進め、今後の運営の仕組みや平日の地域展開の在り方等を協議する。また、令和10年度までは、教育委員会の事業として行い、令和11年度以降は外郭団体による運営へとシフトすることを目指す。</p> <p>【課題】 約100の地域クラブの多くが、運営初年度となり、予算管理等の事務処理が負担となる。また、参加生徒や保護者への対応など、丁寧さが求められ、技術指導以外の業務が増える。 学校と地域クラブの連携において、学校管理職が施設利用の調整窓口となることや生徒情報の共有など、新たな業務が発生する。 令和8年度は、国の補助事業を活用するが、将来的に持続可能な地域クラブ運営をするために、公的財源と受益者負担のバランスを確立する必要がある。</p> <p>【今後の対応】 みんなのブカツ推進室が指導者の報償費、旅費の支払業務を行い、地域指導者の負担軽減に努める。 各種目にテクニカルダイレクターを配置し、各種目の特性に応じた地域クラブ運営ができるよう助言や支援を行う。市独自の指導者研修会を開催し、現在の指導者に求められる資質の向上を図る。 「四日市市部活動在り方検討会」から「四日市市部活動地域展開協議会」（仮称）に改め、持続可能な地域クラブ運営に向けた協議を行う。また、外郭団体設立に向けた協議も行い、自主運営が可能な体制を構築する。</p>	教育推進課

令和8年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
<p>2 学校水泳民間プール施設活用事業に係る小学校全校実施等について(新教育プログラム推進事業)</p> <p>※推進計画事業</p>	<p>【概要】 学校プール施設の老朽化への対応も踏まえ、民間プール施設を活用した水泳指導の安定的、持続的な実施体制の構築を図る。</p> <hr/> <p>【課題】 令和8年度は、小学校全37校(499クラス、1497回)の実施となる。小学校16校が新規となることに加え、民間プール施設も津田スイミングスクールとコナミスポーツクラブが加わり6事業者となる。担当する学校数が増加となった事業者が多く、事業者ごとに実情や事業形態も異なる。児童の安全・安心を担保しながら、円滑な事業の運営が進められるように、安定的、持続的な実施体制の構築を図る必要がある。 中学校においては、プール施設の老朽化が進行していることから、小学校全校実施における課題分析や効果検証を踏まえ、民間委託を含めた持続可能な水泳指導のあり方について検討していく必要がある。</p> <hr/> <p>【今後の対応】 学校・事業者・教育委員会の連絡体制を確立するとともに、年間タイムスケジュールを各校が共有することで、スムーズな事業の運営につなげる。また、委託期間、実施回数等を含め、安定的な委託体制について検討する。 中学校においては、次期学習指導要領の方向性を注視しつつ、プールの管理運営に係るコストや教員への負担軽減、児童生徒及び市民の満足度をふまえた持続可能な水泳指導実現のあり方について検討する。</p>	教育推進課

令和8年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
3 学力向上について	<p>【概要】 本市においては、全国学力・学習状況調査の結果等を指標として、児童生徒の確かな学力の向上に努めてきた。 具体的には、年間を通じて指導主事が各学校を訪問し、学校運営、教科指導、生徒指導、仲間づくりなど、様々な側面から学力の向上につながるように、学校の実態を踏まえた指導を継続してきた。 また、ICT環境の整備に加え、学力向上研修会の実施、分析冊子の刊行、様々なデジタルドリルの提供などを行い、学校の学力向上の取組を支えてきた。</p> <p>【課題】 令和7年度全国学力学習状況調査の結果において、中学校は国語、数学、理科において、全国平均正答率と同等以上の結果となったものの、小学校については全教科において全国平均を下回る結果となった。特に算数については、全国平均58.0%に対して、本市は55%と大きく下回った。 学校訪問等で授業参観を行い、原因を探究したところ、概念的な知識の理解^{※1}に至っていない、一律一斉の授業が多く、子どもの学びに向かう力が高まっていないなどの課題が見られた。令和8年度も学力向上に係る施策を継続する必要がある。</p> <p>※1 単元などの内容のまとまりの中で理解すべき中心的な知識等。</p> <p>【今後の対応】 令和8年度は、高学年の算数の教科担任制を推進し、学びの一体化による学力の円滑な接続をねらうと同時に、小学校の教科担任制をさらに大きく進める。人的配置を実施する6校で、効果的な教育課程の編成の仕方や、学力向上に係る成果を分析し、市内に発信する。 令和7年度から実施している「自己選択学習」^{※2}では、調査研究の結果、学びに向かう力だけでなく、記述力など学力も向上することが明らかになっている。今後「自己選択学習」を市内全体に推進することで、さらなる学力向上につなげていく。</p> <p>※2 子どもが学ぶべき内容に対して、解決方法、順序、他者（人・もの）とのかかわりを自ら選択・判断し、授業のゴールにたどりつく学習方法。</p>	教育推進課

令和8年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
4 放課後の学習支援 等推進事業 ※推進計画事業	<p>【概要】 「放課後の学習支援等」は、四日市版コミュニティスクール推進事業の地域学校協働活動の1つとして、令和7年度から3中学校および1小学校で実施している。 各学校の「放課後の学習支援等」においては、学校運営協議会から承認を受けた運営スタッフが1週間に1～2回程度、学校の余裕教室等を活用して、放課後に子どもたちの学習支援をしている。</p> <p>【課題】 「放課後の学習支援等」を開始している学校からは、「宿題に取り組む習慣が身についた」「地域の人との距離が縮まった」など、効果が報告されている。しかし、「人材の確保が難しい」といった理由から、事業開始に慎重な姿勢を示す地域や学校も一定数存在しており、今後、事業を拡大していくうえでは、安定的な支援員の確保と、持続可能な運営体制の構築が不可欠である。</p> <p>【今後の対応】 実施を検討している学校に対して、年度当初に学校や地域の意向を把握し、支援者・予算・場所等の課題について相談・調整を行うことで、実施に向けて支援する。 また、令和7年度からの実施校を含めた、すべての実施校に年間を通じて継続的に支援を行っていくとともに、成果等については委員長研修会等で紹介し、市内全体で共有を図る。 令和9年度からは、地域学校協働活動推進員を「放課後の学習支援等」の実施中学校に配置する。推進員が地域と学校をつなぐコーディネーターとして、「放課後の学習支援等」を含めた地域学校協働活動を推進していく。</p>	教育推進課

令和8年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
<p>1 チーム学校推進について ※推進計画事業</p>	<p>【概要】 いじめ、不登校、発達障害など子どもをめぐる多様な課題が山積している中、教職員がスクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー（SC）、スクールロイヤー（SL）等専門的なスタッフと連携しながら「チーム学校」として組織的な課題解決に向けた取組の充実を図り、早期かつ継続的な対応を実現する。 また、学校現場のみでは解決が困難な事案への対応については、行政型学校ADRを活用し、事案の早期解決と教員の負担軽減を図る。</p> <p>【課題】 社会環境が多様化、複雑化する中で、学校だけでは解決が難しい事案が増えている。このような課題の長期化により、教職員の心身の負担や児童生徒の学習環境を損なうことが懸念される。そのため、「チーム学校」としての組織的な取組を一層強化することが求められる。SCについては、今年度も引き続き相談件数の多い5中学校に追加配置し、中学校区での効果的な活用の仕方を検討していく必要がある。また、学校とSSWの連携をさらに強化する必要があることから、SCとSSWが同席する「ケース会議」の開催や、校内情報の共有を徹底していくことが重要である。</p> <p>【今後の対応】 引き続き、学校だけでは解決が難しい事案に対して、学校問題解決支援コーディネーターを中心とする相談を充実させるとともに、顧問弁護士、弁護士資格を有する本市職員、スクールロイヤーによる法的助言を適切に受け、事案の効率的な解決を図る。それでも解決が困難な事案については、行政型学校ADRを活用し、早期の事案解消に努める。 いじめの未然防止および早期解決に向けては、デジタル化されたいじめリスクアセスメントを効果的に運用できるよう、各校での研修を推進する。あわせて、相談アプリの利活用や、いじめ予防に資する教材の開発、いじめ予防授業の充実など、本市独自のいじめ防止モデルの強化を図る。 また、チーム学校としての組織的対応を強化するため、スクールカウンセラーやスクールロイヤーを効果的に活用するとともに、スクールソーシャルワーカーの適切な配置を進め、支援体制の充実を図る。</p>	<p>育ち支援課</p>

令和8年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
2 インクルーシブ教育推進事業 ※推進計画事業	<p>【概要】 障害の特性に応じて、合理的配慮のもとでともに学ぶというインクルーシブ教育の推進に向け、サポートルームの充実、特別支援学級介助員・特別支援教育支援員や医療的ケアサポーターの適正配置、副籍の本格実施、特別支援教育コーディネーターの活動充実を図る。</p> <p>【課題】 合理的配慮の提供およびその基礎となる学びの場や環境の整備を進めるとともに、多様な教育的ニーズに対応した支援を行うため、医療的ケアサポーターをはじめとする人員の安定的な確保に向けた体制整備が必要である。 また、副籍の本格実施を円滑に進める必要がある。さらに、今後のインクルーシブ教育を担う人材の育成について、長期的な視点に立って取り組む必要がある。</p> <p>【今後の対応】 医療的ケアサポーターをはじめとする人員の安定的な確保のため、広報よっかいちでの定期的な広報活動や、病院や看護学校等の関係機関に適宜情報共有を行い、条件に適合した人材を任用していく。 インクルーシブ教育を担う人材育成の裾野を広げるため、基礎的な内容から網羅した特別支援教育スキルアップ研修を継続的に実施する。 多様な教育的ニーズに応える学びの場の充実のため、通級による指導が必要な児童生徒が在籍する学校に通級指導教室を設置するよう県に要望し、さらなる通級指導教室の増設を図る。今後、小中学校への全校設置を目指す。段階的な設置となることを見込み、情緒等通級指導教室の未設置校である小学校については、引き続き小学校サポートルームにおける指導の充実を図る。 令和8年度からの副籍実施に伴い、双方の児童生徒にとって実りある学びとなるよう、担当者研修等で周知するとともに、学校からの相談に対応する。副籍による交流及び共同学習を深化させることにより、共生社会の実現をめざす。</p>	育ち支援課

令和8年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
3 登校サポートセンターを核とした不登校対策の充実 ※推進計画事業	<p>【概要】 多様な子どもに対する学びの保障を実現するため、校内ふれあい教室や登校サポートセンターにおける支援のほか、メタバース空間を活用したオンライン支援の充実を図る。 また、保護者支援については、オンラインを活用した保護者会や、フリースクール等民間施設・団体と連携した保護者相談会を試験的に実施するなど、支援の充実を図る。</p> <hr/> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆多様な学びの場や居場所を確保し、その充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・登校サポートセンターふれあいの今後の運営にかかる検討 ・小学校校内ふれあい教室の設置拡充及びあり方の検討 ・校内ふれあい教室専任教員の人材確保 ・メタバース空間を活用したオンライン支援の受入れに伴う方向性の検討 ・次期指導要領に係る個別の指導計画の作成等の準備 ・学びの多様化学校や分教室の設置に係る検討 ◆保護者支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者会の充実 ◆フリースクール等民間施設・団体との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・各団体の強みをいかした協働の枠組みの構築 <hr/> <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇多様な学びの場や居場所を確保し、その充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・登校サポートセンターふれあいの今後の運営について、スタッフ研修を充実させ、登校サポートセンタースーパーバイザーの助言のもと、一定の方向性を明確にする。 ・不登校対策委員会を中心に、小学校校内ふれあい教室の設置拡充に向けた検討を行う。 ◇保護者支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・様々な制限やリスクを回避し、より多くの保護者が気軽に参加できるよう、オンラインを活用した保護者会を試験的に実施する。 ・保護者目線を重視し、ホームページが活用されるものになるよう整備する。 ・フリースクール等民間施設・団体連絡会を基盤とし、「子どもの多様な学びを育む会」との共催で各団体の強みを生かした保護者相談会を試験的に実施する。（包括・地域連携協定によるイオンタウンの活用を検討） 	育ち支援課

令和8年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
1 メディア・リテラシー 養成を通じた人権 教育の推進 ※推進計画事業	<p>【概要】 インターネットや各種メディアから得られる様々な情報を正しく見分け、情報を主体的に読み解くメディア・リテラシーの養成を通じた人権教育を推進する。インターネット上で発生するいじめや差別などの人権侵害を解消するため、人権の視点からインターネット上の情報の特性を理解し、自他の人権に十分配慮することのできる子どもの育成を目指す。（四日市市総合計画 重点的横断戦略プランに基づく推進計画事業） 令和7年度は、教職員向け研修（学校人権教育リーダー育成研修会）、全小中学校（小3・中2の各学級）における外部講師による授業の実施、啓発リーフレットを4月に配付（小学生向け、中学生向け）、3月に制作（未就学児保護者向け）を行った。</p> <p>【課題】 ・出前授業について、小3・中2を対象にクラス単位での授業を行うに当たり、教職員の授業への積極的かつ継続的な関わりを促し、また、授業後のフォローアップについて支援する必要がある。 ・市議会においても、子どもに限らず保護者を含めた大人に対するメディア・リテラシー啓発の重要性が指摘されており、青少年育成室や人権センターとの連携が求められている。</p> <p>【今後の対応】 ・外部講師による出前授業及び教職員研修については、毎年内容をブラッシュアップしながら継続して実施する。 ・令和8年度は、啓発資料として制作するリーフレットの種類を2種類から3種類に拡充し、うち2種類については、デジタルリーフレットへの見直しも行う。また、令和7年度に制作した未就学児保護者向けのリーフレット（別紙）も市内にある園に通う5歳児を持つ保護者へ配付予定である。 ・出前授業の事業効果をさらに確実なものにするため、教職員向けの事前研修および事後実践につながる研修動画等を職員にて自主制作し、動画コンテンツの有効性や可能性についての効果検証を行う。 ・メディア・リテラシー関連の事業を行う青少年育成室及び人権センターと定期的な会議の場を持ち、相互の情報共有を図りながら事業を有機的に関連付けるなどを行い連携を深めていく。</p>	人権・同和 教育課

令和8年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
2 地域と学校の連携・協働体制構築事業	<p>【概要】 教育的に不利な環境のもとにある子どもたちへの支援体制づくりと学力向上に向けた取組を支援する。地域の人材等の学習支援員を活用し、児童生徒の基礎学力の定着・向上をめざし、地域と学校が連携した放課後等の学習指導をサポートする。 ＜事業実施地域（中学校区）＞ 西笹川(H26年度～)・三重平(H27年度～)・中部(H28年度～)・大池(H29年度～)・楠(R1年度～)</p> <p>【課題】 ・推進計画「こどもの居場所づくり事業」として取り組む教育推進課のコミュニティースクールを活用した学習支援との違いをはっきりさせ、事業を継続する。（国・県補助金は、R8よりこどもの居場所づくり事業にて申請） ・学校との連携を深め、事業趣旨に合致する児童生徒の参加をさらに促していく。</p> <p>【今後の対応】 ・楠地区の地域子ども教室について、教育推進課の居場所づくり事業への移行をR8年度から予定しているが、スムーズな切替になるようきめ細やかな対応をする。 ・各地域の地域コーディネーター等を中心として学校と協働し、より持続可能な取組になるよう支援を継続する。なお、参加者の募集については、事業趣旨を学校にしっかりと理解していただき、児童生徒に対して、積極的な働きかけをしていただく。 ・地域スタッフの確保のため、退職教職員や県内の大学に対し、募集案内の配付や担当者への事業内容の説明を引き続き行う。</p>	人権・同和教育課
3 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)に基づく教育活動の推進	<p>【概要】 こども基本法、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の理念に基づき、子どもの成長段階にあわせ学校教育活動全般において人権尊重の視点に立った取組を行う。</p> <p>【課題】 ・人権尊重の視点に立った学校教育活動を展開するにあたり、教職員が条約や法令の趣旨について正しく理解する必要がある。 ・子どもの権利条例等調査特別委員会において、令和8年度末の条例制定に向けての審議が進んでおり、関係部局との連携が引き続き必要である。</p> <p>【今後の対応】 ・こども基本法や児童の権利に関する条約について、教職員向け研修会や研修動画の充実を図るとともに、引き続き学校への訪問等の機会を活用して周知・啓発に努める。 ・要請訪問等の機会に子どもの姿や事実をもとにした指導・助言を行うことで、法や条約の趣旨を教育活動に活かすことができるようにする。</p>	人権・同和教育課

令和8年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
1 新図書館を含む知と交流の拠点施設整備について ※推進計画事業	<p>【概要】 新図書館を含む知と交流の拠点施設整備について、令和8年度に基本設計、その後、実施設計と工事を進め、最短で令和11年度の供用開始となる予定である。</p> <p>【課題】 図書館としては、政策推進課と調整を図りながら、基本設計、実施設計の中で、新図書館内の諸室の構成や書架の配置等を決定していく必要がある。 そのほか、新図書館の管理運営方法、図書の配置、備品の仕様・配置等を決定していく必要がある。 また、移動図書館について、新図書館とは別の場所で運営するため、管理運営方法及び拠点施設の場所を決定していく必要がある。</p> <p>【今後の対応】 今後、図書館として決定すべき事項について、施設全体の進捗に合わせ、適切なタイミングで決定していけるように進捗管理を行っていく。 また、個々の決定すべき事項については、基本構想、議会での答弁や意見、市民意見等を踏まえ、必要な庁内調整を行った上で決定していく。</p>	図書館

令和8年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
1 博物館の中長期における活動計画と自己評価の策定について	<p>【概要】 令和5年4月施行の改正博物館法及び令和6年度受理の博物館協議会答申書に基づき、博物館の目指す姿と活動方針・計画、自己評価法について見直しを図る必要がある。</p> <p>【課題】 令和7年度博物館協議会にて、大まかな活動方針について定まったところであるが、協議会委員の任期は2年間であり、令和8年度中に具体的な計画と自己評価を併せた新たな活動方針を策定する必要がある。</p> <p>【今後の対応】 令和8年度中に活動計画案と自己評価法を四日市市立博物館協議会に諮り、策定を目指す。</p>	博物館
2 館全体の魅力向上及び利便性向上について	<p>【概要】 平成27年のリニューアルから10年が経過し、常設展示など館利用者のさらなる増加を図るため、館全体の魅力向上や利便性向上に取り組む必要がある。</p> <p>【課題】 館の情報を広く伝えるため、HP更新やSNSの活用など情報発信の促進が必要であるも、現HPにおいては情報量の多さから煩雑化しており、特にスマホでは見づらい。また、常設展の魅力アップにつなげるコンテンツの検討や利便性の向上のため、館内インターネット環境の整備が必要である。</p> <p>【今後の対応】 魅力的なSNS発信を継続的に行い、新たなフォロワー獲得を目指すとともに、HPをリニューアルし、スマホでも見やすい仕様に変更していく。また、常設展解説動画の作成や展示室のWifi環境を整備をすることで魅力と利便性向上を図る。</p>	博物館

令和8年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
3 移動天文車きらら号の車両形状の決定及び更新	<p>【概要】 移動天文車きらら号は20cmクーデ式望遠鏡を搭載した車両で、天体観望会を行っている。しかし、平成8年7月導入から約30年が経過しており、経年劣化による安全性能の低下が懸念されるため、車両更新が必要である。</p>	博物館
	<p>【課題】 平成17年度にエンジンをディーゼルからCNGに変更したが、ガスステーションは、市内に1カ所しかなく、いつまで安定的な燃料供給ができるか見通しが立っていないため、他燃料の車両に変更する必要がある。また、車庫が文化会館駐車場の一角にあり、会館の使用状況によって出庫調整が難しいことも課題である。</p>	
	<p>【今後の対応】 市民サービスを安定的に提供するため、令和8年度中に車両形状等を決定し、令和9年度中の車両更新を目指す。 <車両更新のスケジュール> 詳細は業者と改めて協議する 令和9年1月 : 入札、契約 2月～5月 : 調達期間 6月 : 既存車両から部品等取り外し (既存車両使用不可期間開始) 7月～9月 : 車両製作 (デザイン決定期間) 9月下旬 : 既存車両預け 10月 : 既望遠鏡の積替え (きらら号搭載20cm式クーデ式望遠鏡) 11月 : 車両検査、登録、現地テスト 12月末 : 検査・納車 令和10年1月以降 : 運用開始</p>	